

資 料

トーマス＝ジェファソン

「合衆国上院の利用に供するための
議会慣行手引」(4)

後 藤 光 男
北 原 仁
秋 葉 丈 志
村 山 貴 子
共訳

序	第21章 決議
規則の重要性	第22章 法律案
第1章 規則を固守することの重要性	第23章 法律案提出の許可
第2章 立法府	第24章 法律案—第1読会
第3章 特権	第25章 法律案—第2読会
第4章 選挙	第26章 法律案—付託
第5章 資格	第27章 委員会報告 (以上、第36巻 第2号)
第6章 定足数	第28章 法律案—再付託
第7章 議員の点呼	第29章 法律案—採り上げられた報告
第8章 欠席	第30章 準委員会
第9章 議長	第31章 法律案—議院での第二読会
第10章 奉答文	第32章 文書の朗読
第11章 委員会	第33章 特権的質疑
第12章 全体委員会	第34章 先決質疑
第13章 証人の尋問	第35章 修 正
第14章 議事の整理	第36章 質疑の分割
第15章 院内秩序 (以上、第36巻 第1号)	第37章 質疑の併存
第16章 書類に関する秩序	第38章 質疑の競合
第17章 討議の順序	第39章 質 疑
第18章 議員の命令	第40章 法律案—第三読会
第19章 請願	第41章 議院の分席
第20章 動議	第42章 法案の題号 (以上、第38巻第1号)

第43章 再審議	第48章 裁可
第44章 他院に送付された法律案	第49章 議事録
第45章 議院間での修正	第50章 延会
第46章 合同委員会	第51章 会期
第47章 伝言	第52章 条約（以上、本号）

第43章 再審議

質疑が一度行われ、その賛否が票決された場合、当該票決の多数派の一員であれば誰でもその質疑の再審議を求めることができる。ただし、票決の行われた法律案、決議、伝言、報告、修正または動議が既に上院の手を離れ、上院の決定として告知されたあとは、当該票決事項の再審議を求める動議を提出することはできない。また、票決の行われた当日またはその後の上院の実質審議の二日以内でなければ、再審議を求める動議を提出することはできない⁽¹⁾。

1798年1月のことであるが、第二読会で修正された法律案について、第三読会が行われるべきかどうか質疑され、一旦否決されたところ、この質疑を再審議すべきとの票決により元の法律案が復活した。この場合、当初の否決と再審議の票決は、あたかも正負の同数が帳消しとなるように、双方が議事録から抹消されるのと同様の効果がある。その結果、法律案は第三読会についての質疑がなされる前に可能だった範囲で修正可能となる。すなわち、その段階で既に票決の済んでいた部分を除く、法律案のすべての部分が修正可能である。したがって、法律案を再度付託することもできる。

質疑の再審議を認める慣行では、時間や事情の制限を付することはないのであるが、果たして何も制限がないのであろうか。もし、票決が済み、その票決事項についての文書が手元を離れた場合は、再審議は行えない。このことは、あたかも法律案の可決の票決がなされ、他院に送付されたかのようである⁽²⁾。しかし、法律案が否決された場合のように文書が院に残る場合はどうであろうか。どの時点で、またどのような状況の下で、当該質疑が再審議される可能性がなくなるのであろうか。これは、依然解決すべき問題である。さもないければ、再審議権とは、同じ質疑を何度も持ち出して議院の時間を浪費する権利ということになり、議院には質疑がいつ完結したかがまったくわからなくなり、議院がこの不自然な審議形態を改革するきっかけになるであろう。

パーラメントでは、一度完結した質疑を同一会期中に再び行うことはでき

ず、議院の判断として尊重されなければならない⁽³⁾。また、法律案が一度否決された後は、同様の内容の法律案は同一会期中に提出してはならない⁽⁴⁾。しかし、このことは、法律案の別々の段階で同じ質疑がなされることを妨げるものではない。法律案のいずれの段階においても、その案の全体および各部分について議院の意見が求められ、追加または削除による修正の対象となるからであり、その上、この修正は、前の段階で採択または拒否されたものであってもよい。したがって、委員会の本会議報告、たとえば奉答文の本会議報告では、同じ質疑が本会議で行われ、自由な討論が可能である⁽⁵⁾。そして、本会議の命令または委員会への指示を実施することができる。また、一議院で審議が開始され、他院に送られてそこで否決された法律案を、当該他院が復活させ、採択して原議院に戻すことも可能である⁽⁶⁾。また、他院がその法律案を否決することなく、第一読会を開いた上で審議を棚上げしたり、修正したうえで審議を一ヶ月延期した場合に、同じ名称または別の名称で、同じ趣旨の法律案を提出することができる⁽⁷⁾。

この慣例の効果を補正するために様々な処置が用いられている。脱落または不十分な表現があれば、これに補足立法を制定するか⁽⁸⁾、または施行し立法を実行あるものとする立法もしくは法律の錯誤を訂正する立法を制定するという方法、または、ある法律案に係る委員会が別の法律案の誤記を訂正する条項を受け入れるように指示されることもある。たとえば、1685年6月24日、書記官が予算案を浄書した際の誤りを訂正するために法律案に条文が追加された⁽⁹⁾。また、1、2、3日またはそれ以上の期間閉会として、新たな会期が開かれることがある。この場合、審議中であった一切の議事は審議が完了したものとするか、さもなければ廃案とし、新規に審議が開始されなければならない⁽¹⁰⁾。あるいは、議題の一部を他の法律案で取り上げたり、他の方法で取り上げることもできる⁽¹¹⁾。

また、この慣例は、極めて重大な事案については、厳格に字義通りに遵守されたわけではなく、不可欠な手続までもまるごと中断してしまうことにはならなかった⁽¹²⁾。たとえば、1782年に講和の前提条件についての奉答文が一票差の多数で否決された際は、当該問題の重要性和僅差の議決に鑑みて、内容的には同じ質疑が、原案にはなかった言葉がいくつか含まれていて、そのため一部議員の姿勢が変わったかもしれないが、再びもたらされ可決された。ここではその動機の重要性が形式による反対を上回ると考えられたのである⁽¹³⁾。

同一会期中に制定された法律を継続するため、また施行に至るまでの期間を

延長するために、二つ目の法律を制定することはできる⁽¹⁴⁾。これは一つ目の法律に抵触しない。

- (1) Rule 20. この部分は手引編纂後に追加された。
- (2) その後限定がなされた。
- (3) Towns. col. 67. Mem. in Hakew. 33.
- (4) Hakew. 158. 6 Grey, 392.
- (5) Towns. col. 26. 2 Hats. 98. 100, 101.
- (6) ib. 92. 3 Hats. 161.
- (7) Hakew. 97, 98.
- (8) 3 Hats. 278.
- (9) 2 Hats. 194, 6.
- (10) 2 Hats. 94. 98.
- (11) 6 Grey, 304. 316.
- (12) 2 Hats. 92, 98.
- (13) 2 Hats. 99, 100.
- (14) 2 Hats. 95. 98.

第44章 他院に送付された法律案

上院で採択されたすべての法律案は、下院に送付される前に、議員3名によって組織される委員会によって精査されなければならない。委員はすべての法律案、修正、決議、または動議について、上院の手を離れる前に精査し、これらが正しく浄書されている旨を報告しなければならない。この報告は議事録に記載される⁽¹⁾。

他院から送付された法律案が棚上げされることがある⁽²⁾。

一の議院で採択され他院に送られた法律案が、証明を必要とするような特別な事実関係に基づく場合、その根拠や証拠を伝言、または合同委員会場で求めるのが常である。この証拠は、書面によるものであれば証人の尋問によるものであれ、速やかに伝達される⁽³⁾。

- (1) Rule 33.
- (2) 2 Hats. 97.
- (3) 3 Hats. 48.

第45章 議院間での修正

いずれかの議院、たとえば庶民院が、他院に法律案を送付したときは、他院はそれを修正した上で可決することができる。こうした事例は、通常次の経過を辿る。すなわち、庶民院が修正に同意せず、貴族院が修正を要求し、庶民院が不同意の立場を堅持するが、貴族院は修正を譲ろうとせず、さらに、庶民院も不同意を譲ろうとしない。自説を主張する期限は、両議院が当該質疑を未決に留めたいとする限り何度でも繰り返される。しかし、いずれかの議院が最初にとった立場によって、他院は、自説の譲歩か堅持かを選ばなければならず、そうした場合、通常その議事は失敗に終わる⁽¹⁾。しかし、この頃では、議院が二度にわたって自説を堅持した事例がある。議題にはどこかに最終的な結論がなければならない。さもなければ、議院間のやり取りが無限に続くことになってしまう⁽²⁾。そこで、ジョン＝トレバー卿によって教示された自説主張の期限が、1679年から新たに貴族院で用いられるようになった⁽³⁾。これは確かに適切な発明であった。それにより両議院の合意が得られるような調整を試みる機会が増したからである。とはいえいずれの議院とも、自説主張の期限を越えて最初の主張を堅持することも可能である⁽⁴⁾。しかし、それでは他の議院に対して配慮を欠く。通常の議事の過程では、自説を堅持する前に少なくとも二度の合同委員会が開かれる⁽⁵⁾。

いずれの議院ともその修正を撤回し法律案に同意することができる。あるいは修正への不同意を撤回し、当該修正に完全に同意するか、それを修正した上で同意することができる。この場合、不同意と譲歩とで帳消しとなって、問題が不同意の前と同様の状態に戻るからである⁽⁶⁾。

ただし、議院は、自らの修正について新たな修正によって譲歩したり、自らの修正の再修正をすることはできない。それは議院が法律案を採択した後にその修正案を他の議院に送付することはできないのと同じである。議院は他の議院から送付された修正については、それに同意したことがない以上、そのうえに修正を重ねることはできる。しかし、自らの修正については、その質疑をその形で票決したのであるから、これをさらに修正することはできない⁽⁷⁾。これは、上院での1798年3月29日の出来事である。また、一議院が自らの修正を譲らず、他院がその修正に同意した場合も、原議院は堅持したときに確定した修正の形式を離れることはできない。

財政法案の事例では、議事の遅れによって、貴族院が発議した修正が必要となったことを認めざるを得なかった。庶民院は、この修正を財政法案についての庶民院の特権を侵害するものとして拒否し、代わりに庶民院自らが当該法案に同じ内容の但書きを追加することを提案したが、この但書きは貴族院の修正と整合性がなかった。それでも、庶民院はこれは前例に基づく応急処置であり、他に方法もなく救済の手段のない場合においては議会のあり方に反しないと主張した⁽⁸⁾。しかし、貴族院は、これを拒否し、法律案は廃案となった⁽⁹⁾。そこで、庶民院は、両院合同委員会が両院で同意され可決されたいかなる部分も法律案から削除することはパラメントの慣行に反する (unparliamentary) と決議した⁽¹⁰⁾。

他院から送付された修正についてこれを修正する動議は、賛否の動議に優先する。

一議院から発した法律案は、他院で修正を経て採択される。

原議院 (the originating house) がその修正に修正を加えた上で同意する。他院は、この修正に修正を加えた上で同意をすることができるとは、これは三度目ではなく二度目とみなされる。というのも、修正議院 (the amending house) としては、最初に法律案を採択したときの修正は法律案の原文の一部となり、それはこの議院が同意した唯一の原文であるからである。したがって、この原文に対する原議院の修正はなお一度目であり、これに対して修正議院がさらに修正を加えることはなお二度目、すなわち修正への修正であり、容認される。同様に、原議院からの法律案について、他院が、第二読会で修正を加えた場合、第三読会ではこれが原文となり、それに対し修正が発議された場合は、その修正への修正もまた、なお二度目のものとして発議可能である。

(1) 10 Grey, 148.

(2) 3 Hats. 268, 270.

(3) 7 Grey, 94.

(4) 10 Grey, 146.

(5) 10 Grey, 147.

(6) Elsynge, 23. 27. 9 Grey, 476.

(7) 9 Grey, 363. 10 Grey, 240.

(8) 3 Hats. 256. 266. 270, 271.

(9) 1 Chand. 288. 同様の事例として, 1 Chand. 311.

(10) 6 Grey, 274. 1 Chand. 312.

第46章 合同委員会

合同委員会は通常、議院間での修正があった場合に開催が求められるが、両議院間での懸案の議事について意見の相違があれば、いかなる場合でも開催を求めることができる。ただし、合同委員会開催は、常に書類を持っている議院が請求しなければならない⁽¹⁾。

合同委員会には、簡易形式 (simple) と自由討議形式 (free) がある。簡易形式の会議では、会議開催を求める議院が理由を示す書類が作成され、合同委員会の場で討議抜きで朗読され他の議院の代表に手渡される。しかし、その場では応答は行われない⁽²⁾。次いで、他院は、異論がなければ、理由を妥当と票決するか、または発言しない。しかし、異論があれば理由を妥当でないものと決議し、先の合同委員会での議題についての合同委員会の開催を求め、同じように前記理由への書面による応答を朗読し手渡す⁽³⁾。その意図するところは、主として両議院が各々の説明を国全体また後世に対して記録として示し、必要な措置の失敗が自らの責に帰せられるものでない証とすることにある⁽⁴⁾。自由討議形式の会議では、両院の代表が口頭で自由に討議し、議会の形式にのっとった修正のあり方について提案を交換し、両院の意向の一致を試みる。そして、両者が各々の議院に書面で報告を行い、これは議事録に記載される⁽⁵⁾。この報告については委員会の報告のように修正、変更を加えることはできない⁽⁶⁾。

合同委員会は、開催を求める議院が不同意、主張または堅持の結論に達するまでは、開催を求めることができる⁽⁷⁾。いずれの場合も、書類は他の合同委員会委員の手には渡らず、持ち帰られて票決の基盤となる。これは、最も理に叶った尊厳に満ちた手続である。というのも、ある機会に貴族院で主張されたように、「説得が不可能な状況で、内容の固定された決議に対して、道理を説いたり反論をすることは無駄であり、議会の常識に反する」からである⁽⁸⁾。庶民院は、「討論を前提とした自由討議形式の会議で、立場の堅持が伝達されることはあり得ない」とする⁽⁹⁾。また、これとは別の事例であるが、貴族院は、庶民院が堅持の決議をした後に自由討論形式の合同委員会を求めたことについて異議を差し挟んだ。しかしながら、その時には、庶民院では、立場を堅持した後でも自由討議形式の合同委員会を望むことほど議会の理に叶ったことはない⁽¹⁰⁾と確認された⁽¹⁰⁾。実際に、不同意⁽¹¹⁾、主張⁽¹²⁾、立場の堅持⁽¹³⁾、さらに二度目

または最終的な堅持⁽¹⁴⁾の決議の後に合同委員会あるいは自由討議形式の合同委員会が求められた事例が見受けられる。なお、不同意、その他の票決のあとに合同委員会の開催を求めるときにはすべての場合において、開催を求める議院の合同委員会委員は、書類を他院の委員の手に委ねるものとする。書類の受け取りが拒否された事例では、当該書類は委員会室のテーブルの上に置いておかれた⁽¹⁵⁾。

一旦自由討議形式の会議が行われた後は、引き続き自由討議形式の会議が行われ、簡易形式の会議には戻らないのが慣行である⁽¹⁶⁾。

簡易形式の会議が拒否された後には、自由討議形式の会議を求めることができる⁽¹⁷⁾。

合同委員会を求めるときは、その議題が明らかにされなければならず、さもなければ会議の開催は合意されるべきでない⁽¹⁸⁾。合同委員会は時として他院の議員の犯罪または解怠を追究するために求められる⁽¹⁹⁾。また、他院が両議院で可決された法律案を国王に提出しない場合にも求められることがある⁽²⁰⁾。また、国家の治安に関して、入手した情報をめぐって求められることがある⁽²¹⁾。また一議院が議事進行に瑕疵があると他院が考えるときは、これについて正しい理解を得るために合同委員会開催が求められる。だから、応答の代わりにパーラメントになじまない伝言が通知されてしまったとき、合同委員会が求められる。かつては弾劾請求や弾劾事由、修正を伴う法律案、議院の投票結果、あるいは投票結果への同意、また国王からの伝言が、合同委員会を通じて伝達されることがあった⁽²²⁾。しかし、これは今日行われていない⁽²³⁾。

また、法律案の第一読会の後に合同委員会の開催が求められたことがある⁽²⁴⁾。これは一度だけである。

- (1) 3 Hats. 31. 1 Grey, 425.
- (2) 4 Grey, 144.
- (3) 3 Grey, 183.
- (4) 3 Grey, 255.
- (5) 9 Grey, 220. 3 Hats. 280.
- (6) Journ. Senate, May 24, 1796.
- (7) 3 Hats. 269. 341.
- (8) 3 Hats. 226.
- (9) 10 Grey, 147.
- (10) 3 Hats. 269.
- (11) 3 Hats. 251. 253. 260. 286. 291. 316. 349.

- (12) ib. 280. 296. 299. 319. 322. 355.
- (13) 269, 270. 283. 300.
- (14) 3 Hats. 270.
- (15) ib. 271. 317. 323. 354. 10 Grey, 146.
- (16) 3 Hats. 270. 9 Grey, 229.
- (17) 1 Grey, 45.
- (18) Ord. H. Com. 89. 1 Grey, 425. 7 Grey, 31.
- (19) 6 Grey, 181. 1 Chand. 304.
- (20) 8 Grey, 302.
- (21) 10 Grey, 171.
- (22) 6 Grey, 128. 300. 387. 7 Grey, 80. 8 Grey, 210, 255. 1 Torbuck's Deb. 278. 10 Grey, 293. 1 Chandler, 49, 287.
- (23) 8 Grey, 255.
- (24) 1 Grey, 194.

第47章 伝 言

議院間の伝言は、両院が開かれているときのみ送られる⁽¹⁾。伝言は討議の最中に、これを中断させることなく受領される⁽²⁾。

貴族院では、伝令は次の場合を除くいかなる議事進捗状況の下においても受け入れられる。①質疑が述べられている最中、②賛否の採決の最中、③投票用紙が数えられている最中、である⁽³⁾。第一の事例は短時間である。第二、第三の事例は、中断すると補正しがたい誤りを生じさせるおそれがあるものである。このように、1798年6月15日、取り決められた。

下院では、パーラメントの場合と同様、伝令が到着したときに議院が委員会の最中にある場合は、伝言を受けるために下院議長が着席し、その後席を外して委員会を再開する。これは議論や中断なしに行われる⁽⁴⁾。

伝令は、議員ではなく下院議長の敬礼を受ける⁽⁵⁾。

伝令が伝言の伝達を行う際に誤りを犯した場合は、伝令が伝達内容を修正するために入場が認められるか、または召喚されることがある⁽⁶⁾。したがって、1800年3月13日、上院が下院からの法律案に二つの修正を加えたところ、秘書官は誤って一つしか伝えなかった。その修正は単独では受け入れられないため、下院は、これに不同意とし、不同意につき上院に通告した。この誤りを訂正するため秘書官が他院に送られ、訂正は受け入れられ、二つの修正は改めて審議された。

他院からの法律案をもたらした伝令が退場すると、議長は直ちに法律案を手にして、議院に対して「他院が伝令を通じてある法律案を送付してきた」旨を知らしめる。議長は、その法律案の題目を読み上げ、当該法律案は、朗読のため議題に上るまで確実に保管するため書記官に預けられる⁽⁷⁾。

一議院が他院に法律案がどのような票数で可決されたかを通告しないのが、通例である⁽⁸⁾。しかし、議院がある法律案を特に重要なものであると送付先の議院の考慮を促すことは時折ある⁽⁹⁾。また、議院が他院から送付された法律案を否決した場合も、これは通告されないが、見苦しい言い争いを避けるため黙って渡される (*passes sub silentio*)⁽¹⁰⁾。

しかし、連邦議会では、法律案の否決はこれを発議した議院への伝言によって通告される。

一議院から他院に対する質疑は伝言を通じて行われることはなく、合同委員会の場でのみ行われる。それは質問であって伝言ではないからである⁽¹¹⁾。

法律案が一議院から他院へ送付され、無視されたときは、送付元の議院はこれを指摘する伝言を送ることができる⁽¹²⁾。しかし、単に注意が足りないというときには、議長間あるいは両院の議員間の通信により、非公式に伝達する方がよい。

伝言の内容がパーラメントの両院に伝えられて然るべき性質のものであるときは、その伝達は双方へ同じ日に行われることが期待される。しかし、伝言に言及されている当事者が署名した宣言そのものが伝言に添付されているときには、これが一方の議院に送られたことを他方の議院は知る由もない。というのも、宣言が原本である以上、これを両院に同時に送ることは不可能だからである⁽¹³⁾。

国王は、自筆の手紙を庶民院に送ると、後にこれを貴族院に伝えるために手紙の返還を求める⁽¹⁴⁾。

- (1) 3 Hats. 15.
- (2) 3 Hats. 22.
- (3) Rule 46.
- (4) 4 Grey, 226.
- (5) 2 Grey, 253. 274.
- (6) 4 Grey, 41.
- (7) Hakew. 178.
- (8) 10 Grey, 150.
- (9) 3 Hats. 25.

- (10) 1 Blackst. 183.
- (11) 3 Grey, 151. 181.
- (12) 3 Hats. 25. 5 Grey, 154.
- (13) 2 Hats. 260, 261, 262.
- (14) 1 Chandler, 303.

第48章 裁 可

法律案を受け取りこれを可決した議院は、法律案の可決を他院へ伝言により通告してなくとも、これを国王の裁可のために提示することができ、またそうすべきである⁽¹⁾。ただし、伝言による通告は、議院相互の尊重と理解の観点から守られるべき礼式である。法律案が国王に提示されることなく保留されたとすれば、これは議会の慣習に反する⁽²⁾。

法律案が連邦議会の両院で可決した場合は、最後に票決をした議院がその可決を他院に通告し、法律案浄書合同委員会 (Joint Committee of Enrollment) に提出する。この委員会は、法律案が正しく浄書されたことを確認する。法律案の浄書の際は、これを段落によらず、文章全体を詰めて書くべきである。これは、段落間の空白に偽造の書き込みをさせないためである⁽³⁾。浄書された法律案は、その後、下院議長の署名を得るために下院の書記官に手渡される。下院書記官は、次いで、上院議長の署名を得るために伝言によってこれを上院に持っていく。上院の秘書官は、これを法律案浄書合同委員会に回付し、委員会が合衆国大統領に提示する。大統領は承認する場合これに署名し、国務大臣の管轄公文書として託し、当該法律案を発議した議院に自らの承認と署名について伝言によって通告する。当該議院はこれを伝言によって他院に伝える。大統領が法律案を不承認とする場合、これに反対意見を添えて当該法律案を発議した議院に差し戻す。当該議院はこの反対意見全体を議事録に記載し、法律案を再審議する。この再審議の結果、当該議院の3分の2が法律案の可決に合意した場合、法律案は、大統領の反対意見を添えて他院に送付される。送付された議院でも同様に再審議が行われるものとし、そこでも3分の2の承認があれば、当該法律案は法律となる。また、いかなる法律案でも大統領に提示された後10日以内 (日曜を除く) に大統領から回付されない場合には、当該法律案は大統領が署名した場合と同様に法律となる。ただし、連邦議会が会期の終了によって法律案の回付が不可能になった場合には、当該法律案は法律とはならな

い⁽⁴⁾。

上院と下院の合意が必要な一切の命令、決議、票決（会期の終了に関する事項を除く）は、合衆国大統領に提示されるものとし、その発効の前提として大統領の承認を得るべきである。また、これら命令等を大統領が不承認としたときは、法律案の場合と同じ慣習および制限に従って、上院と下院の3分の2により再可決されるべきである⁽⁵⁾。

(1) 2 Hats. 242.

(2) ib.

(3) 9 Grey, 143.

(4) Const. U. S. I. 7.

(5) Const. U. S. I. 7.

第49章 議事録

各議院は、その議事についての記録を作成し、これを適宜公刊すべきである。ただし、各院の判断により秘密を要する部分は除く⁽¹⁾。

上院の議事は、全体委員会として審議中の場合を除き、可能な限り正確に、議事の真の実態を詳細に描くよう注意を払いつつ、議事録に記載されるべきである。上院のすべての票決は議事録に記載され、上院に提示された各請願、覚書、文書の内容の概略も議事録に挿入されるべきである⁽²⁾。

法律案の名称および修正の提案によつての影響を受ける法律案の部分に限り、議事録に挿入されるべきである⁽³⁾。

質疑が休会あるいは議事日程への復帰を求める投票により中断されたときは、元の質疑は議事録に記載されることはない。この質疑について票決が行われず、また他の票決の前提でもなかったからである。しかし、質疑が先決質疑によって抑えられた場合は、先決質疑を持ち出し、またこれを明瞭にするため、原質疑が述べられなければならない⁽⁴⁾。

同様に、質疑が延期、休止、または棚上げされたときは、原質疑は、なお票決が行われていなくとも、議事録に示されなければいけない。というのも、これは延期、休止、または棚上げをする票決の一部を構成するからである。

質疑について修正が行われたときは、これらの修正が質疑と別に議事録に記載されることはなく、最終的に議院で合意された形での質疑のみが記載される。議院が合意したもののみを議事録に登載する慣習は、深い思慮と経験知に

基いている。というのも、質疑がなされたそのままの形で公刊するには不適切なこともあるからである⁽⁵⁾。

連邦議会のいずれの議院においても、出席議員の5分の1以上により賛否の別が明らかにされるよう求められたすべての質疑について、それが可決または否決されたいずれの場合でも、議員の賛否は、議事録に記載されなければならない⁽⁶⁾。

庶民院の票決を出版する旨の最初の命令があったのは1685年10月30日である⁽⁷⁾。一部の裁判官の意見では、庶民院の議事録は公式記録ではなく、備忘録に留まる。しかし、それは、法律でもない⁽⁸⁾。というのは、貴族院の貴族は、司法権を有し、庶民院の庶民は、司法権を有し、また両院合同で司法権を有するからである。そして、庶民院書記官の帳簿は、パーラメントの制定法によって確認されたように、公式記録であって⁽⁹⁾、庶民院の議員各々が司法上の役割を有する⁽¹⁰⁾。記録である以上これはすべての人に開かれており、一議院の票決が出版されたことは他院がこれを知る十分な根拠となる。また、いずれの議院も他院の議事録を精査する委員会を設け、特定の事案について他院が何を行ったかを報告させることができる⁽¹¹⁾。すべての議員は議事録を閲覧し、そこから票決を取り出して出版する権利を有する。記録である以上、すべての者がこれを閲覧し出版することができる⁽¹²⁾。

議事録の記載に誤りまたは脱落がある旨の申し出があるときは、これを調査し、訂正し、議院へ報告するために委員会を設けることができる⁽¹³⁾。

- (1) Const. I. 5.
- (2) Rule 32.
- (3) Rule 31.
- (4) 2 Hats. 83.
- (5) 2 Hats. 85.
- (6) Const. I. 5
- (7) 1 Chandler, 387.
- (8) Hob. 110, 111. Lex. Parl. 114, 115. Jour. H. C. Mar. 17, 1952. Hale. Parl. 105.
- (9) 6 H. 8. c. 16. 4 Inst. 23, 24.
- (10) 4 Inst. 15.
- (11) 2 Hats. 261. 3 Hats. 27-30.
- (12) 6 Grey, 118, 119.
- (13) 2 Hats. 194, 5.

第50章 延 会

パーラメントの両院は、各院の延会に関して単独の独立した権利を有している。たとえ国王といえども両院を延会する権利は持たず、ただ意見を表明できるだけであり、国王の要求が適切かどうかによって各院が要求に応ずるか否かは、各院の英知と思慮にゆだねられる⁽¹⁾。

合衆国憲法では、半数に満たない議員数でも、日々延会できる⁽²⁾。しかし、「連邦議会会期中、各院は他院の承諾を経ないで、三日を超えて延会できず、また、両院が集会すべき場所を移動できない」⁽³⁾。また、延会の時期に関して両院間に議論の一致を見ないときには、大統領自ら適当と考える時期まで延会することができる⁽⁴⁾。

延会の動議は、単に「某日まで」という文言を付加するような方法で修正できない。ただ「本院は今延会すべきか」と問わなければならず、認められれば、次の集会日まで延会する。ただし、「可決の上は某日まで延会すべし」と予め期日を定めているときには、その定めた日まで延会することができる⁽⁵⁾。

例えば間もなく合同委員会が開かれようとするような場合には、暫時議事を延期する方が適切であり、適当な時間⁽⁶⁾つまり25分間⁽⁷⁾、延会する。

延会の動議が提出されても、議長が延会を宣言するまで、延会は、成立しない⁽⁸⁾。また、儀礼と敬意から、議長が退出するまで議員は離席しない。

- (1) 2 Hats. 232. 1 Blackstone, 186. 5 Grey, 122.
- (2) 合衆国憲法第 I 条 5 項 Const. I. 5.
- (3) 合衆国憲法第 I 条 5 項 Const. I. 5.
- (4) 合衆国憲法第 II 条 3 項 Const. II. 3.
- (5) 2 Hats. 82.
- (6) 2 Hats. 305.
- (7) 5 Grey, 331.
- (8) 5 Grey, 137.

第51章 会 期

パーラメントの両院の散会には、三つの形式が有る。すなわち、延会 (adjournment)、閉会 (prorogation) および国王の命令または任期満了による解散 (dissolution) である。閉会または解散は、制定法が可決されたなら

ば、会期と称される期間を構成する。この場合、パーラメントに懸案中のすべての問題は中断され、次の会合で採り上げられる場合は新規の問題とされる⁽¹⁾。延会は、それ自体では、某日から他日まで、あるいは二週間、一カ月など随意的会期の継続にすぎない。懸案の問題は現状のままに維持され、再び集会するとき、その期間がひどく離れていても、新規手続きを踏まないで、その中止した点から再び着手される⁽²⁾。その会期全体が法律上ただ一日と見なされて、その第一日から継続する⁽³⁾。

通常の延会による休会中に委員会を任命することは可能であるが、閉会のための延会による休会中は任命できない⁽⁴⁾。いずれの院においても、他の2部門の承諾なしに、会期の終了後に自院の一部でもパーラメントの作用を継続することはできない。継続されるときには、その院を特別の目的のために委員会に組成する法案によらなければならない。

連邦議会の散会には、二つの方法、つまり延会および任期満了による解散があるだけである。それでは、この二つの方法による会期は、なにをもって構成されるのか。解散は、確かに一会期を終わらせ、新しい連邦議会の開会は、別の会期を開始する。合衆国憲法は「非常時に両院または一院を召集する」権限を大統領に付与している⁽⁵⁾。大統領の布告によって召集される場合、これは、新会期を開始したものとなさなければならないから、当然に、前会期を終了させ、それは会期だったとされる。「連邦議会は少なくとも毎年一回集会し、その開会は、法律が他日を指定する場合以外、12月の第一月曜日とする」と規定する憲法⁽⁶⁾に従って集会すれば、これは、新会期の始まりである。もしその前の延会がこの日までであるなら、延会を命ずる法律は、高次法である憲法に包摂され、その開会は、憲法の規定が適用され、延会規定は適用されない。以上が会期を決する指標である。その他の場合には、両院の議長に一定の日付で会期を終了させる権限を与える合同議決によって会期が宣言され、これは通例、以下の形式をとる。「合衆国上院および下院は、両院の議長に、某月某日をもって各院を延会とし、現会期を終了させる権限を付与すると議決した」と。

パーラメントに懸案中のすべての問題は、会期の終了によって不継続とされると上述したが、これは、弾劾、上訴および誤審令状等のような貴族院に係る裁判の場合を指していたわけではない。これらは、当然、次の会期まで継続する⁽⁷⁾。同様に弾劾裁判は、合衆国上院において継続する。

(1) 1 Blackstone, 186.

- (2) 1 Lev. 165. Lex. Parl. c. 2. 1 Ro. Rep. 29. 4 Inst. 7. 27, 28. Hutt. 61. 1 Mod. 252. Ruffh. Jac. L. Dict. Parliament. 1 Blackstone. 186.
- (3) Bro. Abr. Parliament, 86.
- (4) 5 Grey, 374. 9 Grey, 350. 1 Chandler, 50
- (5) 合衆国憲法第 I 条 3 項 Const. I. 3.
- (6) 合衆国憲法第 I 条 4 項 Const. I. 4.
- (7) Raym. 120. 381. Ruffh. Jac. L. D. Parliament.

第52章 条 約

合衆国大統領は、合衆国上院の助言と承認を得て、国際条約締結の権限を有する。ただし、上院の出席議員 3 分の 2 の同意を必要とする⁽¹⁾。

合衆国大統領が上院に秘密裏に通知した事項は、上院議員が守る秘密事項であると議決され、その後上院に提示されるすべての条約も、秘密事項と議決される。ただし、上院の議決を経て秘密義務を解除する場合は、この限りではない⁽²⁾。

条約は制定法である。条約は国の法律である。条約が他の法律と異なるのは、ただ外国との契約であるために、その国の同意が必要であることのみである。英国を除き、あらゆる国では、条約は立法府がこれを制定する。そして、英国でも、条約が国の法律と抵触する場合には、議会の承認を得なければならない⁽³⁾。例えば、英国国王は条約によって外国人を英国臣民となすことはできないということが知られている⁽⁴⁾。

1783年の米国条約を批准する際にも、パーラメントの制定法が必要だった。このような制定法の例は、枚挙に暇がない。1712年ユトレヒト (Utrecht) 条約の場合も、ある通商条約がパーラメントの同意を要したが、この目的のために提出された議案は否決されてしまった。締約相手国であったフランスは、実際にこうした条項を主張できなくなったが、条約の残りの条項をすべて堅持した⁽⁵⁾。

合衆国憲法によれば、条約に関する立法事項は、通常の立法部中のただ二つの部門に限られる。すなわち、大統領がこれを起草し、上院が拒否権を有する。この権限が如何なる事項に及ぶかは憲法に規定されておらず、わわれの中でも意見の一致をみていない。一致を見ているのは、①権限は、外国すなわち締約相手国に関係しなければならず、そうでないと無効である、ということである。他国でなされた事項 (res inter alios acta) である。②憲法中、条約締

結権とは、通常条約によって規制されるが、他の方法では規制できない事項のみを含むという意味であったはずである。③合衆国諸州に留保されている諸権限は、締結権から、除かれるべきである。如何なる方法によっても合衆国政府が禁じられていることを、大統領と上院が、条約によって行うことはできないのは確かである。④下院が関与できる立法事項も、除くべきである。この最後の例外は、条約締結権が取り扱う問題がほとんどなくなってしまうことを論拠として、認めない者がいる。少ないほどよいという人もいる。合衆国憲法では、行政部および上院がわが国の問題と欧州の問題とが絡み合っただけで紛糾することを防ぐのが得策と考えられている。その上、外国との交渉は行政部だけで行うものなので、下院が関与する条項を下院の批准に付することは、上院の批准に付する場合に比べて不都合なわけでもない。しかし、この説も根拠がないと排斥する人がいる。試みにフランスとの通商条約を見れば、その31箇条中、前記の例外に抵触するものは二、三のわずかな部分に過ぎない。

条約は、合衆国の他の法律と等しく、国の最高法と宣言されるものであるから、立法府の制定法によらなければ、これを制約し、または廃止すると宣言できないと解される。これが、1798年フランスの事例でとられた手続きである。

上院の批准を得るために条約を通知するとき、併せて交渉にあたる者の通信も知らせるのが行政部の慣行である。プロイセン (Prussian) 条約ではこれが省略されたために、1800年2月12日の上院の票決で、通信の報告が求められたところ、これが提供された。また、1800年12月、合衆国とフランスとの盟約とこれに関する使節団の交渉の報告が上院に提示されたが、使節団への訓令は提示されなかったために、これが要求され、大統領がこの訓令を通知した。条約批准は、氏名を読み上げて決せられる。

上院の批准のために条約が上院に提示されるとき、同院の第一読会では、ただこれを周知するに止める。ここではその全部または一部を廃棄、確認、または修正する動議は受け付けない。その第二読会で討議となる。そして、翌日、全院委員会としてこれを討議し、どの条項に対しても、次のような形式で各員自由に質疑を提出ができる。すなわち、「本院は、この条項の批准を助言し承認するのか」と。または、文言を挿入もしくは削除する修正を提案することもできる。文言削除の場合は、「この文言は、本条中に存置すべきか」という形式となる。いずれの場合においても、その可決には出席議員の3分の2の同意を要する。全院委員会の討議を経たならば、確認のために質疑が個別に再提出されるか、新たに質疑が提案されるが、これも、原文維持であれ挿入であれ3

分の 2 の賛成が必要である。

上院またはその委員会は、決せられたとおりに変更の有無を問わず確認の票決を批准のかたちにとり、翌日これを提出する。その時には、いずれの議員も、再び随意に文言の挿入あるいは削除の修正の動議をなし得る。削除の場合、「これらの文言は、議決の一部とすべきか」という発問形式を用いる。いずれの場合でも、可決には出席議員の 3 分の 2 の同意を要する。また、同意した体裁で批准に助言と承認を与えるかを問う最後質疑についても同様である⁽⁶⁾。

可決のために出席議員の 3 分の 2 の同意を要する問題が、上院において批准された時には、この問題で多数派の議員は、その再議を動議し得る。再議の動議は、賛成多数で決する⁽⁷⁾。

- (1) 合衆国憲法第 II 条 2 項 Const. U. S. II. 2.
- (2) 規則 38.
- (3) Ware v. Hylton. 3 Dallas Rep. 223.
- (4) Vattel, b. 1. c. 19. sec. 214.
- (5) 4 Russel's Hist. Mod. Europe, 457. 2 Smollet, 242. 246.
- (6) 規則 37.
- (7) 規則 44.